

松波めぐみ (大阪市立大学 他 非常勤講師)

「あなたは地域で暮らせていますか？」 こう聞かれたらどう答えますか。「は？」と戸惑ってしまうのではないのでしょうか。当たり前すぎて、これが「権利」だなんて思えないでしょう。

障害の重い人は、かつて、親元で面倒を見てもらいながら暮らすか施設に入所するしかないとされていました。多くの施設が郊外に作られましたが、それは本人よりも家族、そして世間の要望によるものでした。施設ではその人らしい自由な生活を送れず、多様な人と出会いながら社会参加する機会も奪われます。また、閉鎖的な環境で虐待も起こりやすいことが指摘され、「施設から地域へ」というスローガンが世界中で唱えられ、大きな流れとなりました。日本でも広がった「ノーマライゼーション」という言葉は、施設での集団生活は「普通の(ノーマルな)生活」とは言えないという考えから発展してきた、福祉の理念です。具体的には、誰もが地域で普通の(ノーマルな)暮らしができるように社会を変えていくという意味です。

介護や支援が必要でも、地域にある普通の一軒家、アパート、マンション、グループホームなどで暮らせるようにという取組が長年にわたって続けられ、福祉サービスのあり方も変わってきました。

障害者権利条約の第 19 条では、誰でも地域の中で自立した生活を営む権利があることが明記されています。「地域で暮らす」というごく当たり前のことが明記されなければならないぐらい、障害のある人は「地域で暮らす」権利が簡単に奪われてきたのです。

身体障害のある人の地域での自立生活(ヘルパーなどの支援を得ながらアパートなどで暮らすこと)は相当広がってきましたが、それでも、ケース1で見たような、知的障害のある人が家族と一緒にではなく一人で暮らすことは、まだまだ一般的ではありません。知的障害があってもコミュニケーションに支援が必要な人にも、「施設しかない」「グループホームしかない」ではなく、障害のない人と同様に自分の希望に応じて住む場所を選ぶ権利があります。

たとえ知的障害があっても、重複障害があっても、その人らしく暮らせるような仕組みを作り、そして、障害のある人が地域で暮らすことを当たり前と思えるように市民全体の理解が深まっていくことが求められます。